

過疎地域における県税の課税免除に関する事務処理要領、同意促進区域における県税の課税免除に関する事務処理要綱、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例に基づく不均一課税の事務処理要領及び地方活力向上地域における県税の特例措置に関する事務処理要綱の改正概要

(1) 過疎地域における県税の課税免除に関する事務処理要領

- ・ 課税免除届出書の添付書類を整理

(2) 同意促進区域における県税の課税免除に関する事務処理要綱

- ・ 課税免除届出書の添付書類を整理

(3) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例に基づく不均一課税の事務処理要領

- ・ 不均一課税届出書の添付書類を整理

(4) 地方活力向上地域における県税の特例措置に関する事務処理要綱

- ・ 地域再生法第 17 条の 6 に規定する地方税の課税免除又は不均一課税が適用される場合を定める省令の改正に伴う対象施設及び対象事業部門の追加
- ・ 課税免除及び不均一課税届出書の添付書類を整理